

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月17日
【会社名】	株式会社千趣会
【英訳名】	SENSHUKAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田邊 道夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区同心1丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部 副本部長 井阪 義昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心1丁目8番9号
【電話番号】	06-6881-3120
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部 副本部長 井阪 義昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 7,529,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記発行数は、平成27年4月17日(金)開催の当社取締役会により決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式4,600,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数4,300,000株の合計であります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	4,600,000株	3,891,600,000
	自己株式の処分	4,300,000株	3,637,800,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,900,000株	7,529,400,000	1,945,800,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,945,800,000円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
846	423	100株	平成27年5月7日(木)	-	平成27年5月7日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなことがとなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千趣会	大阪市北区同心1丁目8番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪中央支店	大阪市中央区高麗橋1丁目8番13号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,529,400,000	244,000,000	7,285,400,000

(注) 1. 払込金額の総額(発行価格の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用、アドバイザー手数料、取引所上場関係費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額7,285百万円につきましては、業務提携に関連する新規設備投資等に充てたいします。具体的な資金使途として、通信販売事業において、中長期経営計画で掲げておりますオムニチャンネル(顧客がいつでもどこでも欲しい時に商品を購入できるよう、EC/カタログ/店舗等の販売/流通チャンネルを統合していくこと)戦略推進に向けたシステム投資に業務提携に関連する投資資金として当初計画通りの3,000百万円、相互販売に伴う出荷量の増加に対応するための出荷体制・庫内システム等の物流インフラ整備に3,000百万円、残額を新ブランド展開における都市部(東京・大阪等)での旗艦店舗開発、割当予定先との新規PB商品の共同開発・共同仕入の運営資金等に充当する予定です。今後、設置予定の業務提携推進委員会にて具体化し、適時投資を行ってまいります。

また、上記の資金調達の使途の充当期は、いずれも平成30年12月末までを予定しており、実際の支出までは当社名義の銀行預金口座にて適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	J.フロント リテイリング株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第7期 （自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日） 平成26年5月26日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第8期第1四半期 （自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日） 平成26年7月11日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第8期第2四半期 （自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日） 平成26年10月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第8期第3四半期 （自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日） 平成27年1月9日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は「ウーマン スマイル カンパニー」を掲げ、通信販売事業「ベルメゾン」を主力に、30代～50代の女性にむけてオリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱っています。EC事業も平成12年に他社に先駆けて早期に進出し、通信販売のノウハウを長期に蓄積しております。さらに企業価値の向上を実現するため、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計画期間とする中長期経営計画を平成26年2月に策定し、その中核戦略として、通信販売事業において、30代～50代女性における主要顧客ターゲット毎に最適なPB（プライベートブランド）の開発、PBの認知・拡大を促進させる全販売チャネルを想定したMD（品揃え計画）の実現、そしてPBの効率的かつ効果的な成長を図るSPA型（自社企画での製造小売型の商品開発）モデルへの事業構造変革、及びオムニチャネル化を推進しております。

一方、割当予定先は、百貨店を核に株式会社パルコ、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスを含め日本全国の大都市都心に店舗資産をバランス良く保有するとともに、優良な顧客資産を有しております。平成26年度から平成28年度までの3カ年を計画期間とする中期経営計画においては、その基本方針として、マルチリテイラーとしての競争力・収益力の抜本的強化に加え、店舗を核に地域とともに成長するビジネスモデル（アーバンドミナント戦略）の構築と、オムニチャネル・リテイリングの推進に取り組む中、当社グループが持つ商品開発力、通信販売事業の運営ノウハウ、経営基盤に着目したと伺っております。

今般、業界内競争の熾烈化や、業際を超えた競争激化の進行など、小売業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業活性パートナーズ株式会社（本社：東京都千代田区 代表取締役社長 大塚武樹）から割当予定先のご紹介を受け、当社は、割当予定先が百貨店経営で培ってきたブランド力、販売サービス力、店舗運営力に加えて、日本全国の大都市にバランスよく立地する店舗資産や優良な顧客に着目しました。

その結果、それぞれが得意とする事業領域（割当予定先は店舗販売・運営、当社は通販事業）や、顧客基盤（割当予定先は幅広い年齢層、当社は30代～50代女性とママ層中心）が異なっていることから補完性が高く、業務提携により両社ともに効率的なシェア拡大・事業展開が可能になると考え、昨年10月から協議を重ねてまいりました。

その協議の結果、業務提携の協業を本格化しその効果を実現するためには、両社でオムニチャネル戦略を推進するための共同プロジェクトを設置するなど、推進体制の強化が必要との認識で一致するとともに、資本業務提携を

行うことが当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上に資するものと判断し、J・フロント リテイリング株式会社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 8,900,000株

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化を目的とした割当予定先による投資であり、長期保有する方針である旨、口頭により確認しております。

なお、当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについての確約書を締結する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に係る払込みについて、割当予定先が関東財務局長に提出した平成27年2月期の第3四半期報告書(平成27年1月9日提出)に記載の四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額(26,198百万円)及び平成27年2月期通期決算短信(平成27年4月9日公表)に記載の連結貸借対照表の現金及び預金の額(34,106百万円)を確認した結果、割当予定先が本第三者割当の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、本第三者割当に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるJ・フロント リテイリング株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します」との記載内容を同取引所のホームページにて確認したことにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

発行価額は最近の当社株価の推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本第三者割当に係る取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成27年1月17日から平成27年4月16日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である846円(円未満切捨て)としております。

当社は、前記(第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由)に記載のとおり、平成26年10月より業務提携に向けた交渉を割当予定先と開始し、当該協議を進めていく中で、事業シナジーを十分発揮するためには、割当予定先が当社株式の20%程度を保有し、当社が割当予定先の持分法適用会社になることが望ましいとの結論に至りました。

当該協議を受け、平成27年2月中旬頃より資本提携についての協議を開始いたしました。

発行価額については、平成27年3月上旬に企業活性パートナーズ株式会社から、4月17日を本件取締役会決議日とした場合、当社が直近で平成26年12月期の通期決算短信を発表した平成27年2月5日を含む直前3ヶ月間の当社株式の終値の平均値という平準化された値を採用することが、短期的な株価変動の影響などの特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であるという提案を受け、当該提案についての検討を行いました。

当時の当社株価の推移に鑑みると、平成26年12月下旬頃から、特段のIRがない中で株価が下落しており、取締役会決議日の前日の終値という特定の一時点を採用することについては一時的な株価変動の影響を受ける可能性があることから適当でないと考えました。また、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することについては株価下落後の株価水準のみ参照されること、直前6ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することについては算定期間が長期間に及ぶため直近の業績が反映され難いと考えたため、適当でないとそれぞれ判断いたしました。

また、当社は、平成27年3月11日付「株式会社プラネットワークの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」や平成27年3月27日付「雪印メグミルク株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」をそれぞれ公表しておりますが、平成27年3月上旬時点では、当社連結業績に与える影響は軽微であり、当社株価に与える影響も限定的であると考えていたことから、直前3ヶ月間の当社株式の終値の平均値を基準に割当予定先との交渉を行い、直前3ヶ月間の当社株式の終値の平均値と同額の846円を発行価額とすることを決定いたしました。

なお、上記発行価額846円は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値886円に対して4.51%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」が定める株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることに準拠するものであり、本第三者割当増資の発行価額は有利発行にあたらぬものと判断いたしました。

また、発行価額について、当社株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法であることを監査役4名(うち社外監査役2名)全員を含む取締役会出席者全員が確認いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割当てる株式の数8,900,000株は、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数47,630,393株の18.69%(議決権総数432,663個に対する割合20.57%)に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、調達資金を前記(第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途)に記載の使途に充当すること、また、前記(第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由)に記載のとおり、当社及び割当予定先における補完性の観点から、資本業務提携を行うことが当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
J・フロント リテイリング株式会社	東京都中央区銀座6丁目10番1号	-	-	11,815	22.65
株式会社プレストシーブ	大阪府茨木市西駅前町5番10号	3,650	8.44	3,650	7.00
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	1,838	4.25	1,838	3.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,665	3.85	1,665	3.19
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	1,511	3.49	1,511	2.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,219	2.82	1,219	2.34
千趣会グループ従業員持株会	大阪市北区同心1丁目8番9号	1,155	2.67	1,155	2.21
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	846	1.96	846	1.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	752	1.74	752	1.44
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	705	1.63	705	1.35
計	-	13,345	30.84	25,160	48.23

- (注) 1. 本第三者割当後の大株主の状況は、平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記の他、平成26年12月31日現在4,322,649株を自己株式として所有しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成26年12月31日現在の総議決権数(432,663個)に、本第三者割当により増加する議決権数(89,000個)を加えた数で除して算出した数値であります。
4. 有価証券届出書提出日において、本第三者割当とは別に、J・フロント リテイリング株式会社は当社株主5名から株式を取得する予定であり、上表は当該取得が行なわれることを前提としております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月30日に関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年4月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年4月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年4月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社千趣会 本社

（大阪市北区同心1丁目8番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。